

高速道路事業等会計規則検討会 設置要綱

（設置）

第1条 高速道路事業等会計規則検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本検討会は、高速道路事業における道路資産の取引を対象に、高速道路事業等会計規則（平成十七年六月一日国土交通省令第六十五号）について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等（令和六年九月十三日 企業会計基準委員会）を踏まえた会計の整理のあり方を検討することを目的とする。

（検討会の委員）

第3条 検討会の委員は別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、検討会の検討が終了するまでの間とする。

（委員長）

第4条 検討会に委員長を置き、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、検討会を代表する。

（検討会の成立条件）

第5条 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

2 やむを得ない事由により検討会を開催しない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果を持って検討会の議決に代えることができる。

（委員等以外の者の出席）

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第 7 条 検討会は原則として公開とし、議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第 8 条 検討会の庶務は、国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室において処理する。

（守秘義務）

第 9 条 検討会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

（雑則）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 21 日から施行する。

別 紙

かしたに たか お
榎谷 隆夫

榎谷公認会計士事務所長

かじかわ とおる
梶川 融

太陽有限責任監査法人会長

かとう ひでみつ
加藤 秀満

加藤秀満公認会計士事務所代表

くろかわ ゆきはる
黒川 行治

慶應義塾大学名誉教授

ふじもと たかこ
藤本 貴子

日本公認会計士協会副会長

(敬称略 五十音順)